

【目次】

1. 公益法人テーマ別セミナー（大阪第1回）開催のお知らせ

2. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

1. 公益法人テーマ別セミナー開催のお知らせ

■令和4年度公益法人テーマ別セミナー（大阪第1回）について

内閣府では、公益法人運営をサポートする観点から法人の関心の高いテーマを取り上げた「テーマ別セミナー」を開催しています。

今年度2回目は、「定期提出書類と立入検査における留意事項」及び「公益法人財務基準」をテーマに、9月15日に大阪で開催を予定しています。また、当日は、会場とWeb配信を併用したハイブリッド形式での開催となります。

○公益法人テーマ別セミナー大阪第1回【申込み〆切：9月1日（木）17時】

日時：2022年9月15日（木）13:00～16:30

場所：毎日インテシオ貸会議室 大会議室（大阪市北区梅田3-4-5毎日インテシオビル4階）

募集：会場参加 80名（1法人2名まで）

Web会議参加 450名（1法人2名まで）

※申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

内容：(1)定期提出書類と立入検査における留意事項 13:30～14:30

(2)公益法人の財務基準 15:00～16:00

※ご案内・申込みは下記をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/pdf/seminar20220810.pdf>

公益 information (<https://www.koeki-info.go.jp/>)
に掲載されています。

2. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-（3）にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認されればよいものです。

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

収支相償を含む財務基準を満たす方策の1つとして、特定費用準備資金の積立てについてご紹介します。

下記リンク先、公益法人 information 令和4年6月14日付「内閣府からのお知らせ」掲載の特定費用準備資金の広報資料「特費のすすめ」をご覧ください、特定費用準備資金の活用をご検討ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。